災害時医療救護に関する協定書

南島原市　一般社団法人南高医師会

災害時の医療救護に関する協定書

災害時における応急的な医療救護を迅速に実施するため、南島原市（以下「甲」という。）と一般社団法人南高医師会（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、本市において災害が発生した場合において、南島原市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき甲が行う医療救護について、乙に協力を求めることに関し必要な事項を定める。

（医療救護計画）

第２条　乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、医療救護計画を作成し、これを甲に提出するものとする。

２　前項の医療救護計画は、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 医療救護班の編成計画

(2) 医療救護班の活動計画

(3) 関係機関との通信連絡計画

(4) 指揮系統

(5) 訓練計画

(6) その他必要な事項

（医療救護班の派遣）

第３条　甲は、防災計画に基づき、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を設置し、派遣するものとする。

３　緊急やむをえない事情により、甲の要請を受ける時間的余裕のない場合には、乙は自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

４　乙は、前項の規定により医療救護班を派遣したときは、速やかにその旨を甲に報告し、その承認を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第４条　乙が派遣する医療救護班は、甲が避難場所、避難所及び災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

２　医療救護班の業務は次のとおりとする。

(1) 傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供

(2) 医療機関への搬送の要否の判断及び搬送順位の決定

(3) 死亡の確認

(4) 助産

(5) その他状況に応じた処置

（医療救護班の輸送）

第５条　甲は、通常の交通手段の確保が困難な場合は、医療救護班の輸送について必要な措置を講ずるものとする。

（医薬品等の供給）

第６条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

（医療費）

第７条　救護所における医療費は、無料とする。

（実費弁償等）

第８条　協定に基づき乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担する。

(1)医療救護班の派遣に要する経費

(2)医療救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費

２　前項第１号の経費については長崎県災害救助法施行細則別表第２に定めるところによる。

（補償）

第９条　甲は、乙が派遣する医療救護班の活動における事故等に対応するため、派遣員を傷害保険に加入させるものとし、当該保険料を負担する。

（細目）

第１０条　この協定を実施するための必要な事項については、別に定める。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、協定の締結の日から起算して１年間とする。

２　前項の期間満了の１箇月前までに、甲または乙いずれかの側からもこの協定改定の意思表示がないときは、さらに１年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

３　甲又は乙は、この協定の有効期間中であっても双方協議してこの協定を改定することができる。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義を生じた事項は、その都度、甲乙協議のうえ定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を所持する。

平成３１年 ３月 ７日

甲　南島原市西有家町里坊９６番地
南島原市
南島原市長　松　本　政　博

乙　雲仙市小浜町雲仙５４８－１
一般社団法人南高医師会
会　長　馬　場　惠　介